

企業活動からの暴力団排除の取組について

平成 22 年 12 月 9 日
暴力団取締り等総合対策WT

企業活動からの暴力団排除については、犯罪対策閣僚会議の下に設置された「暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチーム」において、これまで検討を行ってきた。

この報告書は、企業活動からの暴力団排除について、政府が今後、更に取り組むべき施策を取りまとめたものであり、政府は、Ⅰの現状と課題を踏まえ、Ⅱに掲げられた施策を迅速かつ適切に実施することとする。

Ⅰ 現状と課題

企業活動からの暴力団排除については、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成 19 年 6 月 19 日付け犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下「指針」という。）が取りまとめられ、金融庁が監督指針を改正するなど、関係府省において、その普及啓発に努めてきたところである。

これを受け、証券業界、銀行業界及び建設業界では、次のような取組が進められている。

- ・ 証券業界では、日本証券業協会が不当要求情報管理機関に登録されたほか、取引約款等への暴力団排除条項の導入の義務付け等を盛り込んだ自主規制規則を制定するなど、証券取引等からの暴力団排除の取組を推進している。
- ・ 銀行業界では全国銀行協会が、建設業界では社団法人日本建設業団体連合会が、それぞれ暴力団排除条項のモデルを作成し、会員にその導入を要請するなどしている。

また、一部の地方公共団体では、公共事業等（公共事業、測量、建設コンサルタント業務等の委託、役務の委託、物品、資材等に係る公共調達並びに国公有財産の売却、貸付け等をいう。以下同じ。）における企業評価に当たり、暴力団排除意識の高い企業に対し、高い評価を与える措置を導入している。

他方、平成 22 年 7 月、全国の企業 11,815 社を対象としてアンケート調査を実施した結果（回答 3,469 社）では、指針の公表から 3 年が経過した現在においても、指針を受けて暴力団排除条項を導入している（又は導入を予定している）企業は約 2 割であり、先述のように積極的に取り組んでいる業界がある反面、取組が遅れている業界があること、特に中小規模の事業者における取組が立ち後れていることが明らかになった。

このような実態を踏まえ、暴力団の企業活動への介入、暴力団に対する資金提供等を防止するため、警察における取締りを強化することはもとより、関係行政機関においても、警察とより緊密な連携を図り、企業活動からの暴力団排除に向けた取組を強力に推進する必要がある。

Ⅱ 企業活動からの暴力団排除の推進

(1) 政府の取組

政府において、次の取組を進めるものとする。

① 関係業界に対する指針の更なる普及啓発

各府省は、関係業界に対する指針の更なる普及啓発に努める。とりわけ、指針に述べられている

- ・ 暴力団との関係遮断を内外に宣言すること。

- ・ 取引約款等に暴力団排除条項を導入すること。
- ・ 反社会的勢力データベースを構築すること。
- ・ 外部専門機関と緊密な連携関係を構築すること。

等の具体的な取組がなされるよう留意する。

② 暴力団排除意識の高い企業に対する評価方策の検討

各府省は、企業の指針に基づく次のような取組について、例えば、公共事業等において、契約内容に応じた評価を行うなど、暴力団排除意識の高い企業に対する評価方策について検討する。

- ・ 暴力団との関係遮断を内外に宣言していること。
- ・ 取引約款等に暴力団排除条項を導入していること。
- ・ 不当要求防止責任者を選任し、同講習を受講していること。
- ・ 指針に沿った体制・対応マニュアルの整備等を行っていること。

③ 公共事業等の契約の相手方企業やその下請企業等に対する指針に基づく取組の啓発

各府省は、「公共事業等からの暴力団排除の取組について」（平成 21 年 12 月 4 日付け暴力団取締り等総合対策 WT）に基づき、入札参加者から暴力団員等を除外し、契約書に暴力団排除条項（下請契約、再委託契約等に係るものも含む。）を盛り込むなどあらゆる公共事業等からの暴力団排除を推進することを通じて、契約の相手方企業やその下請企業等において指針に基づく取組を推進するよう啓発する。

④ 業種ごとの標準契約約款における暴力団排除条項のモデル作成の支援

各府省は、業界団体による、業種ごとの標準契約約款に盛り込むべき暴力団排除条項のモデル作成を支援する。

⑤ 経済団体及び関係業界団体との連携の強化

各府省は、経済団体及び関係業界団体等による団体加盟企業等に対する指針の普及に向けた取組を促進するため、経済団体及び関係業界団体との連携を強化する。

⑥ 業の主体からの暴力団等の排除

各府省は、業の主体から暴力団等を排除するため、所管業法に基づく許認可等の付与段階だけでなく、付与後においても、暴力団員等や暴力団員等によりその事業活動を支配された者（人的関係や出資・融資等により暴力団員等から、事業活動に相当の影響を受けている者をいう。）、暴力団員を不当に利用している者、暴力団員に便宜を供与するなど暴力団の維持・運営に協力している者等を排除することができるよう、業の主体から暴力団等を排除する対策の充実に努める。また、各府省は、許認可等の付与等に当たり、警察との連携に努める。

(2) 独立行政法人等の取組の促進

各府省は、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。）においても、(1)①乃至⑤と同様の取組が講じられるように、所要の指導、要請等を行うものとする。

(3) 地方公共団体の取組の促進

各府省は、地方公共団体においても、できる限り (1) と同様の取組が講じられるように、地方公共団体と連携を強化するものとする。

III その他

(1) 各府省の取組の実施状況等については、定期的にフォローアップを行うものとする。

(2) 企業活動から暴力団を排除するための施策について、Ⅱ以外の施策についても、引き続き、幅広く検討を行うものとする。